

無線通信アドバイザーグループ
第 29 回会合報告書

令和4年3月
日本代表団

2022年2月RAG-29会合報告書

【会合名称】 ITU 無線通信アドバイザーグループ第29回会合

【会 期】 2022年2月24日（木）

【開催場所】 E-Meeting（Zoom）

【概 要】

無線通信アドバイザーグループ（RAG：Radiocommunication Advisory Group）は、ITU条約第11A条に規定された会合であり、世界無線通信会議（WRC）の準備や無線通信総会（RA）、ITU-R研究委員会（Study Group）に関する計画、運営、財政事項等について検討し、その結果を無線通信局長（BR局長）に提示することを任務としている。

RAG会合は通常年1回開催されているが、2022年3月に開催のITU理事会におけるITU戦略・財政計画の検討及びITU-Rにおける対面式会合の再開に向けた検討に資するため、第29回会合は2月24日及び4月11日から14日の2回に分けて開催された。今次会合はその前半である。

【本会合の主な審議結果】

- 2024年-2027年ITU戦略計画案に対するRAGからのコメントを議論する小グループの設立が承認された。小グループからの出力文書をもとに議論し、9月に開催されるITU全権委員会に向け、RAGの意見として提出する予定となった。
- 2022年4月からのITU-Rにおける対面式会合再開についての事務局の検討状況の説明に対し、各国から対面式会合の再開を歓迎する意見とともに、渡航制限や参加者への公平性についての懸念が示され、引き続き事務局が検討することとなった。

1 全体会合（議長: Mr. D. Obam（ケニア））

1.1 ITU戦略・財政計画

【主要結果】

- 戦略及び財政計画に関する ITU 理事会作業部会（CWG-SFP: ITU Council Working Group on the Strategic and Financial Plans）において 2024 年－2027 年 ITU 戦略及び財政計画が議論されており、RAG 会合においては以下の点が指摘された。
 - ・ 2.6 節のタイトル「優先事項(Thematic Priorities)」は ITU-R の目的ではないため、再検討すべき。
 - ・ 戦略計画の草案の現在の構成が、それぞれ特定の任務を持つ 3 つのセクターを定義する ITU の基本文書に沿っていない。
 - ・ 成果指標の一部が成果目標の達成度合いを正しく反映できるものになっていないため、再検討すべき。
- RAG での検討の結果、2024 年－2027 年 ITU 戦略及び財政計画案に対する RAG のコメントを議論する小グループの設置が承認された。小グループからの出力文書をもとに議論し、9 月に開催される ITU 全権委員会議（PP）に向け、RAG の意見として提出することとなった。

1.1.1 CWG-SFPで作成された戦略・財政計画に関する文書の説明及び戦略・財政計画案に対するRAGとしてのコメントの検討

入力文書: RAG/39(事務局)、RAG/39(Add.1)(事務局)

CWG-SFP 議長から、2024 年－2027 年 ITU 戦略・財政計画案に関する同 WG の検討状況について以下のとおり説明があった。

- 2021 年 6 月の理事会において 2024 年－2027 年 ITU 戦略・財政計画案を策定するための CWG-SFP が設置された。
- ITU 憲章に基づき、当該計画案は PP が開始される 4 ヶ月前に提出しなければならない。その後、PP において見直しの上承認される予定。
- CWG-SFP は第 1 回会合を 2021 年 9 月に開催した後検討を続け、第 3 回会合において概ね合意が得られた。
- 戦略・財政計画を策定するに当たっての原則として、(1)簡潔明瞭、(2)着目点、(3)セクターを超えた一つの ITU、(4)地域会合の役割、(5)ビジョンとミッション、(6)目的、(7) 目的を達成するためのフレームワーク、(8)対象、(9)戦略の優先順位、(10)予算・人員の割当を意識した。

続けて、入力文書 39 について、以下のとおり説明があった。

- これまでの戦略計画で持続可能な目標(Sustainable Objective)としていた箇所はテーマ別優先事項(Thematic Priorities)として再編成し、セクター横断的になるよう配慮した。
- 戦略計画を補完するために各セクターで策定される実施計画(Operational Plan)については、メンバーの要望に合わせた柔軟な内容になるだろう。
- テーマ別優先事項は、ITU の主要な業務について成果を得るために、戦略的に優先する事項である。
- 成果とサービスの提供には、Thematic Priorities のための ITU の主な活動を記述している。

これに対し、以下の議論があった。

- イランは、Thematic Priorities とされている無線周波数スペクトルの使用及び衛星軌道の使用は ITU 憲章第 44 条に定められている原則であり、テーマではないと意見を述べた。

- CWG-SFP 議長は、無線周波数スペクトルの使用及び衛星軌道の使用は最も重要であると認識しており Thematic Priorities の最初に示されていること、戦略計画は ITU の外に説明することを意図しているものであり、言葉の厳密性を追求するのは CWG-SFP で検討することでは無いと述べた。
- BR 局長は、Thematic Priorities よりも Principle(原則)に近い言葉を使うよう RAG として意見をすることを提案した。

BR から、戦略計画における ITU-R の成果及びその評価指標について説明があった。これに対し、以下の議論があった。

- イランは、成果として挙げられている公平な周波数分配(equitably allocated)との表現は理解できないので、適切な語に修正すべきであると意見した。
- 議長は、公平な周波数分配の評価指標として衛星ネットワークを登録している国を挙げた。
- イランは、現状、数えられるほど少数の国が多数の衛星を登録しており、非効率・非経済的、不公平な周波数利用をしているので、議長の挙げた評価指標案は適切ではないと反論した。代わりに衛星周波数帯域幅を評価指標とすることを提案した。
- BR 局長は、ITU の Basic Texts においては効率的・公平な周波数利用と書かれていること、衛星ネットワークを登録する国が増えれば公平な状態に近づくと考えられることを指摘した。
- イランは、公平な周波数分配に関する評価指標として、例えば帯域幅とすべきであることを繰り返し述べた。
- ロシアは、(1)Objective を Thematic Priorities と変更した理由が明確ではないこと、また、セクター横断的な目標は適切でないことを述べた。また、(2)RAG は評価指標を見直すべきであることを述べ、イランが賛同した。
- BR 局長は、ロシアのコメント(1)について、各セクターとしての戦略を示すのではなく、ITU 全体としての方向性を示すことが CWG にて決定されたことだと述べた。一方で、ロシアのコメント(1)、(2)への回答として、各セクターの懸念を示す余地は残されている旨も述べた。さらに、今次会合終了後に小グループで検討を続けることを提案した。
- 副議長(カメルーン)は、戦略計画の構成について、ITU が達成したい目的を明瞭かつ簡潔に記載していること、セクター間の連携が容易になっていることを意見した。また、評価指標については、目的や成果と整合するよう見直すべきであると述べた。

以降、個別の評価指標に関する議論が続いた後、BR によりこれまでの議論を整理した資料が示され、BR 次長から説明があった。資料について、イラン及びロシアより議論が正確に反映されていない箇所があるとの指摘があり、修正された。

その後、議長より小グループの設置について、また小グループ議長に RAG 副議長(カメルーン)を指名する提案があり、これに対し、以下の議論があった。

- 米国は、今次会合の議論で合意が得られていないとの認識から、小グループの結論をもって RAG での合意が得られたとすることに疑問を呈し、CWG-SFP に直接意見する権利を留保すると述べた。
- BR 局長は、小グループの結果についてはオープンにし、CWG-SFP に提出する前に RAG メンバーからの意見を受け付ける旨を回答した。
- 米国は 4 月の RAG 会合が理事会の後にあることに懸念を示した。
- BR 局長は、理事会までに小グループで合意が得られるのが理想的であるが、合意が得られない場合には「ITU-R で検討中である」旨のみを理事会に通知し、直接全権会議に提出することもできると述べた。また、全権会議に直接入力する措置は、ITU-D において通常執られる措置であると補足した。

小グループには、ロシア、イラン、ケニア(RAG 議長)、カナダ、米国が参加の意向を示し、議論は終了した。

1.2 その他の事項

【主要結果】

- BR から、2022 年 4 月からの対面式会合再開に向けた検討状況について説明があり、各国はこれを歓迎する意見とともに、参加者間の平等性・公平性の担保、新型コロナウイルス感染防止対策の徹底についての懸念が述べられた。
- 対面式会合への再開に際しては、WTSA 等の先行事例を考慮の上検討することとなった。

1.2.1 対面式会合への再開

入力文書: INFO/9(事務局)

ITU-R の会議の対面方式の再開について、2022 年 1 月に開催された SG・WP の議長・副議長会議の議論を踏まえた検討状況について、BR から以下のとおり説明があった。

- 2022 年 4 月より、ITU-R の会合を対面式にする予定であり、(1)会合を効率的かつ生産的にすること、(2)対面参加者の安全を確保すること、(3)対面参加者とリモート参加者の平等性・公平性を担保することを検討している。
- 会合時間はジュネーブ時間の 9:00~17:00 を予定しており、必要に応じスロットを追加することも可能である。
- 全ての参加者は Zoom を使用して会合に参加する予定であり、現在開催中の SG6 で Zoom による会合を試行している。対面参加者も Zoom を使用して会合に参加することとなる。
- 対面参加者の安全性の担保について、スイス当局からのガイダンスに従うことし、ITU の website に必要な情報を掲載する。また、ITU の建物内においても感染防止対策を徹底する。
- リモート参加においてもオフラインディスカッションに参加することが可能なツールを準備しており、次週より開催予定の WTSA において試行する予定である。
- 昼休みについては、各グループの議長の判断で通常よりも短くすることも可能である。

これに対し、概ね以下の議論があった。

- イランは、会合日程や会合時間の延長をすべきではなく、各会合の議長は効率的に議事を進行させるべきであること、感染防止対策を徹底すべきであること、複数の会合の同時開催は避けるべきであることを述べた。
- EBU は、会合日程や会合時間を延長すべきではないとのイランの意見に賛同するとともに、会合においては対面参加者もヘッドセットの利用を徹底し、Zoom における音声の品質を担保すべきであること、全ての会合において Sharepoint の使用が重要であることを述べた。
- イタリアは、電気通信標準化局(TSB)や電気通信開発局(BDT)の検討状況について質問した。また、リモート会合が定着していることから、直ちにこれまでどおりの対面式会合に戻ることは困難である旨を述べた。
- オーストラリア及び日本は、対面式会合の再開に向けた BR の検討を歓迎する一方、参加者間の平等性・公平性の担保について懸念を述べた。
- ロシアは、対面式会合は SG における研究や、CPM に向けた準備のために重要であること、対面式会合の再開に向けた BR の検討を歓迎すること、対面式会合はすべての加盟国やセクターメンバーが他の制約を受けず、遠隔参加のみを強要されない場合にのみ開催されるべきであるとの意見を述べた。
- 米国は、翌週より対面式会合で開催される WTSA から得られる教訓を参考にすべきであることを述べた。
- フランスは、ジュネーブ時間の 9:00-17:00 の会合時間がアジアや米国からのリモート参加者の大きな負担になっていることに理解を示しつつも、対面式会合を再開することの重要性を

強調した。

- イランは、感染防止対策を徹底すべきであること、複数会合の同時開催を避けるべきであることを改めて述べた。
- SG3 議長は、リモート参加者の中には、時差により会合参加が大きな負担になっている場合があることを強調すると共に、オフラインディスカッション用のツールは回線の効率性を重視すべきであることを述べた。

これらコメント・質問に対し、BR から以下のとおり回答があった。

- 懸念を踏まえ、会合時間は延長しない。
- 感染防止対策について、ITU の建物内でのマスクの着用を徹底するとともに、参加者が密になりすぎないように配慮する。
- 全ての参加者は各自でヘッドフォンを用意する。会議場内のマイク等の設備は都度消毒することが困難であることから使用しない。
- WTSA の事例・教訓を参考にする。
- 会合を時間内に進めるために、参加者が意見を簡潔に述べることが重要であると考えている。また、会合を予定時間内に終わらせるためにあらゆる手段を尽くす。
- この場で答え切れていない質問、追加の質問については、BR(Sergio Buonomo 氏)に個別にコンタクトしてほしい。

議長は、4月の RAG 会合においては、WTSA を含めた先行事例を参考にできると述べ、議論を締めくくった。

表 1 入力文書一覧

文書番号	提出元	表題	
36	RAG 議長	Letter from RAG Chairman on CWG-SFP	RAG 会合参加者に向けた RAG 議長からのレター
37	TSAG	Liaison statement on a new TSAG ad-hoc group on governance and management of e-meetings	TSAG から e-meeting の管理に関する新しいアドホックグループを創設したことを情報共有するリエゾン文書。
38	TSAG	Liaison statement on Consideration for accessible meetings	TSAG から ITU-R、ITU-T、ITU-D の各 SG に対し、accessibility に関する ITU-T の文書を利用することを奨励するとともに、ITU-T JCA-AHF へのリエゾン代表を任命することを要請するリエゾン文書。
39 +Add.1	事務総局	CWG-SFP Documents for RAG Review	CWG-SFP で議論されている戦略計画案に関する文書。

表-2 情報文書一覧

文書番号	表題		備考 (提出元)
INFO/8	Background information on the Secretariat's input to the draft ITU Strategic Plan 2024-2027	2024-2027 年期の戦略計画案に関する事務総局からの背景情報	事務総局
INFO/9	Planned measures for returning to physical ITU-R meetings with remote participation	遠隔地からの参加による対面式会合への復帰のための対策計画	BR 局長
INFO/10	Draft ITU Strategic Plan 2024-2027 – Presentation to RAG – Council Working Group on Strategic and Financial Plans	2024-2027 年期の戦略計画案 - CWG on SFP に対する RAG の報告	CWG on SFP

2022年4月 RAG-29 会合報告書

【会合名称】 ITU 無線通信アドバイザリーグループ第 29 回会合

【会 期】 2022 年 4 月 11 日（月）～14 日（木）

【開催場所】 ITU 本部 Popov/E-Meeting（Zoom）によるハイブリッド会合

【概 要】

無線通信アドバイザリーグループ（RAG : Radiocommunication Advisory Group）は、ITU 条約第 11A 条に規定された会合であり、世界無線通信会議（WRC）の準備や無線通信総会（RA）、ITU-R 研究委員会（Study Group）に関する計画、運営、財政事項等について検討し、その結果を無線通信局長に提示することを任務としている。

RAG 会合は通常年 1 回開催されているが、今回の会合は 2 月と 4 月に分けて開催され、4 月の会合では、ITU-R 戦略・財務計画以外の議題について扱われた。4 月の RAG 会合は、2022 年 4 月 11～14 日の 4 日間の日程で、E-Meeting と物理会合のハイブリッド会議として開催された。会合では、会議ツール「Zoom」を用いて国連公用語 6 カ国語の同時通訳が提供された。出席者は、171 か国の主管庁、11 の ROA（認められた事業体）及び ITU 事務局からの約 200 名であり、日本からは、総務省、スカパーJSAT、日本放送協会、電波産業会等から 13 名が参加した（RAG/55）。

本会合の結果の要約（Summary of Conclusions）は、回章 CA/260¹においてとして回覧された。

【本会合の主な審議結果】

- BR 局長の RAG への報告はすべて情報として了知された。
- 衛星ネットワークファイリングのコストリカバリーについて、BR はコスト算定方法が適切であるかどうか、また実際のコストの回収ができていないかを評価するための報告を策定することになった。
- ITU-R の事業計画と予算についての報告を了知した。また、2022 年 2 月の RAG 会合で設置された Ad-Hoc グループが戦略計画についての議論を行い理事会に対して報告を行ったことも報告された。
- 多言語主義の政策フレームワークに関する報告を受け、BR に対し ITU CCT（Coordination Committee for Terminology）に実施・運用上のガイドラインに関する BR としての意見を提出するように促した。
- WRC-19 の決定を実施するために進められている地上業務、宇宙業務等のソフトウェア開発等の施策について BR 局長の取り組みに謝意を述べた。
- SG 活動に関する BR からの報告を了知し、コロナ禍でも SG の活動を継続できるように尽力した BR の働きに謝意と賞賛が示されたほか、SG 関連会合が物理会合に復帰しつつあるものの、今後も原則的にはすべての会合でオンライン参加の機能を残す計画であることが報告された。
- WRC-23 の開催期間について、2023 年 11 月 20 日～12 月 15 日に、アラブ首長国連邦ドバイ又はアブダビにて開催されることが報告され了知した。通例に従い無線通信会議（RA）はその直前に同じ会場で開催される。
- CPM23-2 の開催時期は高い確率で当初予定どおり 2023 年 3 月下旬に CICG（ジュネーブ）で開催されるとの見通しが示された。これに関連し、特に WP 5B の負荷と WP 開催スケジュールを鑑みて、2022 年 10 月 21 日に設定されている CPM テキスト案の内部締切（各 SG から各チャプターのレポートへの提出日）を、翻訳版の締め切りに影響を及ぼさない限りにおいて延期することが要望された。RAG は BR に対し CPM 会合のマネジメントチームに本件を改めて検討させることを要望した。
- BR の情報システムの開発に関する報告を了知した。今後導入される新たな宇宙業務向けソ

¹ <https://www.itu.int/md/R00-CA-CIR-0260/en>

フトウェアの試験運用に、スロバキア、カナダ、フランス、ロシア、ブラジル等が協力を申し出た。

- WRC 決議 907 と 908 に伴うソフトウェア開発の進捗に関する報告を了知した。また、日本の自主的な貢献に謝意が示されたほか、日本とフランスからの提案についても了知された。当初から実現を目指していた機能の一部は資金不足のため開発が進められていないことが報告され、RAG 議長からは BR に対し、より多くの主管庁からの支援を呼びかけるよう促した。
- e-Submission や e-Communications の機能が広く使用されているものの、いまだに同じ内容の通信を FAX やメール、書簡などの形でも送りなおされ重複した通信がなされているとの問題点については、RAG は BR に対し明示的に重複する通信は不要であることを加盟国などへ周知するよう促した。
- BR が途上国、特にアフリカで実施している支援活動に謝意が示されたほか、アフリカ等では今後も国家間の周波数調整について支援が必要とされているとの参加者の意見を了知した。
- WRC-19 が採択した「ジェンダー宣言」実行の一環として、RAG から RA に提案するための新決議草案の内容について議論するために設置された RAG CG1 (Gender) について、新たに活動方針を明確化した上で、2023 年 RAG まで任期を延長することで合意した。
- ITU-R 決議 1-8 の改正について検討するという RA から付託された任務を行うために、前回 RAG で設置された RAG CG-2 については、議論がまだ進行中であることなどから 2023 年 RAG まで任期を延長することで合意した。CG の ToR は改訂され、WP で承認される以前の ITU-R 報告草案の扱い等について検討するタスクが追加された。
- RAG のアクセシビリティと気候変動関連課題に関するラポータとして、Andy Qusted 氏 (EBU) を任命した。
- ITU の全セクターで進められている機械翻訳の活用に関する議論の報告を了知した。ITU-T では本格運用が始まっているが、ITU-R での使用は現状では実用レベルに届いていないとの報告を受けた。
- セクター間活動として ISCG における活動や ITU CCT の活動が報告された。ITU の 3 セクターの決議や研究課題の重複や関係を示すマッピングテーブルが策定されているが、現状ではウェブサイト上で掲載箇所が分かりにくいとの指摘が了知され、今後 ISCG のウェブサイトを改善するとのことであった。
- 次回の RAG は 2023 年第 2 四半期に予定されているが、CPM23-1 などの開催時期との兼ね合いもあり、具体的な日時は未定である。

2 開会

RAG 議長の Daniel Obam 氏（ケニア）が開会を宣言した。開会挨拶では臨席する事務総局長と BR 局長、BDT 局長、TSB 局長に感謝の意が述べられた。

事務総局長の挨拶では、今年 3 月に世界電気通信標準化総会（WTSA-20）が成功裏に開催されたこと、また、今年 ITU 全権委員会議（PP）、ITU 世界電気通信開発会議（WTDC）も開催される予定であること、また ITU ビルの建て替えに伴い、建物のビル解体が開始されることから、各加盟国での会合招致など、一層の協力が求められた。

TSB 局長からは、RAG の ITU-T との協力を感謝が述べられた。

BR 局長からは、2022 年 2 月の RAG 会合の報告と、戦略財政計画の見直しについて議論を行い、より深くフレームワークや指標を検討する Ad-hoc グループが設置され、実りある議論が行われてきたとの報告があった。4 月以降 ITU-R の WP の会合も物理会合に復帰することを報告し、さらなる議論の進行が見込まれる旨述べられた。

1 日目に参加できなかった BDT 局長は 2 日目に挨拶に立ち、ITU-D の分野における無線通信と ITU-R の重要性について述べた。

なお、フランスから、EU を代表してロシアのウクライナへの軍事侵攻を非難する旨の声明を RAG の議事録に残したい旨申し出があり、米国及び英国もそれぞれ同様の申し出を行った。ロシアは、RAG はそのような内容の議論をする場ではないとして反対を表明した。議長からは主管庁からの同種の申し出については拒否する権限はないとして、ロシアも掲載したい主張があればテキストを提供できる旨が述べられた。ロシアは、準備が必要であるため、最終日までにテキストを提供すると述べ、最終日にテキストを提供したことが報告された。

3 議題の承認

関係文書：ADM/4

アジェンダ案（ADM/4）が提示された。

イランから、RAG は同グループの権能を定めた ITU 条約第 11A 条を厳密に適用した中で機能すべきである旨発言があった。

アジェンダはそれ以外のコメントは特になく、承認された。

4 BR 局長による RAG への報告

関係文書：RAG/44（Rev.1.）

BR 局長から局長報告（RAG/44（Rev.1.））の要点が説明された。

ATDI から、機械翻訳の使用に関する内容について、ITU-T でのみ本格運用をされているが、問題なく使用できるとして ITU-R でも使用すべきであるとの意見が出されたが、BR 局長からは ITU-R でも試験はしているが、ITU-R で使用する用語は特殊かつデリケートであることから、まだ実用に至れない状況であり、現在、試験運用しているとの回答があった。

ロシアからは、衛星ネットワークファイリング（SNF）について、BR では人員不足でファイリングの処理に時間がかかるなどの問題が発生していたと記憶しており、BR の業務を支援する必要があること、また近年は地上業務と衛星業務の間で干渉が多発するようになっており、人員を増やすことが必要である旨発言があった。これに対し、BR 局長から加盟国からの支援に対する謝意が示された上で、予算については昨年は特に厳しく、赤字を避けるためにいくつかのポストを凍結する必要があったことが報告されるとともに、現在はファイリングのバックログは解消していることが報告された。

5 理事会関係

関連文書：RAG/44 (Rev.1) §2、RAG/44Rev1 (§2.2、2.3、6)、INFO/13 (C22/28)、INFO/15 (C22/27)、INFO/17 (C22/16)、INFO/18 (CWGSFP4/6)

BR 局長報告 (RAG/44 (Rev.1.)) の第 2 章に基づき、報告が行われた。2021 年には理事会の物理会合は行われておらず、2021 年 6 月 8 日から 18 日にかけてバーチャル会合 (Virtual Consultation of Councilors : VCC) が開催されたこと、また、本 RAG 会合に先立ち、2022 年 3 月 21 日から 30 日にかけてバーチャル会合が開催されたことも報告された。

5.1 衛星ネットワークファイリング (SNF) のコストリカバリー

2021 年に衛星ネットワークファイリング (SNF) のコストリカバリーに係る理事会決定 482 (2020 年改定) の実施に関する年次報告 (INFO/17、C21/16) が提出されたことが報告された。BR はこの新たな決定が施行されて以降、特段の問題を報告しておらず、この報告は正式に了解された。

この報告に対して、イランは現在の SNF のコストリカバリーの算定方法は、2005 年に早急に決定されたもので、当時でさえも正しい工数を反映していなかったことから、ファイリングの複雑さが増していることも踏まえ、BR は改めて ITU のあらゆる部門の、直接的及び間接的コストを調査した上で、より正確な計算を行い、理事会に報告すべきであると主張した。この中で、イランは当時の議論に参加しており、2005 年に使用された統計データが誤っていたと主張した。一方、ロシアも、新たな計算方法について BR のコストが正しく反映されていることを確認すべきであると述べた。

これら発言に対しては、コスト算出の基になっている工数などの数値は毎年アップデートされていること、新たな決定が施行されていることからその結果を待つべきであることなど、現実を反映していないとの主張には、当時、BR でこのデータ収集の作業に携わっていた参加者からは否定的な反論がなされ、最近実施された新たな決定に従って算定を行う中で問題がないかどうかを確認するのが先決であるとの意見が述べられた。

BR 局長からは、SNF のコストリカバリーで得られた収益は ITU 全体の一般収入であり、BR の予算ではない旨が改めて説明されたほか、これまで大きな問題に直面してはいないとの説明が行われた。

RAG 議長は BR 局長に対し、上述の発言をノートし、次回 RAG にコストが正しく反映されているかを報告するように求めた。

5.2 2023年ITU-R事業計画と2022-23年予算

BR 局長報告 (RAG/44 Rev1) の第 2.3 章と 6 章、理事会で承認された ITU 事業計画案 (2023 年) (INFO/13 (C22/28)) に基づき報告がなされた。

2022-2023 年の 2 年間予算が次のとおり報告された。

- 加盟国の負担金単位は、318,000 スイスフランで 2016 年から不変である。
- 収支のバランスは取れているため、準備金 (Reserve Account) からの支出はない。
- 空席率 (Vacancy rate) は 5% を維持しているが、空席と求人プロセスの管理が非常に難しくなっている。
- 2022-2023 年の予算は、2023 年の WRC を含む ITU の活動予定に基づいている。
- 特段の余剰金はない見通しとなっており、余剰金がある場合には理事会決定 619 の要件²に充てられる。

² 2019 年の臨時会合において採択された、本部ビルの建て替えに必要な資金について定める決定。

予算は理事会の所掌であり、RAG は 2021 年に理事会が了承した予算に関する報告を受けて、その内容について了知した。また、2024 年以降の事業計画は、2024–2027 年 ITU 戦略計画に沿ったものとなる必要であることから、本計画は 2023 年までとなっていることも報告された。

ITU-R の事業計画についての報告は報告された。この計画は理事会に提出され、承認されたものであり、RAG としては内容を了知することが求められている。特段の質疑はなく、報告は了知された。

5.3 戦略計画と成果フレームワーク

BR 局長報告 (RAG/44Rev.1)、理事会ワーキンググループの報告 (INFO/15) とそれに対する RAG のコメント (INFO/18) が提示され、これに沿って、ITU-R 戦略計画と成果フレームワーク案について審議するために 2022 年 2 月 24 日に開催された会合と、その後活動を続けた RAG Ad-hoc グループの作業結果が報告された。

戦略計画と成果フレームワークに関する理事会ワーキンググループの報告 (INFO/15) については、理事会から PP に提出される性質のものであり、RAG では情報として了知することを求められている。

これらの報告に対し、インドネシアから 2 件のコメントが述べられた。

- 各加盟国には平等に周波数へのアクセスが与えられるべきである。他国からの有害な干渉に関する調査を行い、また最も効果的な周波数とリソースの使用を促進するための研究を行うべきである。
- BR 局長報告の 2.1 章 (Free on-line access to ITU-R Publications) について、情報の提供は国の間の不平等を解消するのに非常に重要であるとして、不平等の解消のための支援を要望したい。

これらの発言は情報文書とともに情報として了知された。

5.4 多言語主義に関するポリシーフレームワーク

関連文書 : RAG/44 §9.1、INFO/14

BR 次長から、2022 年理事会で決定された多言語主義に関するポリシーフレームワークについて報告された。理事会 WG の推奨事項は以下のとおりである。

- 各地域での活動を促進するために新たな使用言語を追加すること。
- 機械翻訳を使用した多言語化を支援すること。

また、この次のステップとして、多言語主義に関するポリシーフレームワークの改定が予定されており、ガイドラインはセクター間協調タスクフォースで承認される予定であることが述べられた。

米国からは、この件に関する実施ガイドライン (operational and administrative guidelines) の議論を用語の統一などを担当する用語調整委員会 (Coordination Committee of Terminology: CCT) などに移行するべきであるとの意見が出された。CCT からは、BR からのフィードバックも推奨するとの返答であったことから、RAG は BR 局長に対し、2022 年 6 月 3 日の会合に向けて何らかの意見を提出することを促した。

一方で、現在の公用 6 言語でも非常に多くの負荷がかかっていることから、新たな言語の追加は難しい旨が報告された。この件については、新たな公用語の追加ではなく、地域事務所において地元の言語を使用するといった内容であることが補足説明された。

これらの報告はすべて情報として了知された。

6 WRC-19 決定の実施関連

関連文書：RAG/44 §3.1

WRC-19 の決定を実施するためのソフトウェア開発について、局長報告の 3.1.1 章に基づき報告された。BR では、WRC-19 の決定に基づくソフトウェア開発の最終段階にあるとして、前回からの進捗および残りのタスクが報告された。

RAG は、BR 局長に対し WRC-19 の決定の実施のための行動を進めていることに感謝の意を表した。なお、ソフトウェア開発の詳細については、議題 8 BR 情報システム（第 8 章に記載）において詳しく報告・議論された。

7 研究委員会（SG）活動

関連文書：RAG/44（Rev.1）§4、RAG/44Rev.1 Add1

研究委員会（Study Group：SG）活動についての報告は、局長報告への補遺（RAG/44Rev.1 Add1）にまとめられており、これに沿って報告が行われた。

要点は次のとおりであった。

- 今回の RAG 会合を皮切りに、ITU-R の SG 活動も物理会合に移行していく計画である。最初の WP は 4 月下旬に開催される WP5D 傘下の WG（Spectrum Aspect）となる予定。
- 2021 年 11 月から、SG レベルの会議で同時通訳入りの 6 か国語対応に復帰した。
- SG 関連会議で使用するオンライン会議システムは、基本的に Zoom を使用することになっている。
- 最近の傾向として、コレスポネンスグループ（CG）が多く設置されるようになっている。また、シェアポイントサイトの使用が大幅に増加している。
- ITU ウェブサイトは、サポートされなくなった従来のプラットフォームから、WordPress に移行することになっており、順次新しいテンプレートのサイトに変更される。
- リモート参加が可能になって以来、会議への参加者数が大幅に増加した。
- ITU 全体で物理会合に復帰しつつあるため、会議室不足の問題が深刻化する見通しであり、ITU-R 内だけではなく他のセクターとの調整が必要になる。特に Varembe 棟の解体が迫っていることともあいまってこの問題はより深刻化することが見込まれることから、ジュネーブ外での会合開催の招致など、加盟国からの一層の支援を求めた。

この報告について、主な議論は次のとおりであった。

ITU-R 決議 59-2（ENG/PMSE）に基づく研究について

SG5 の報告の中にデータベースをウェブサイトで公開するとの記述があったが、いまだに掲載されていないようであるとの指摘があった。BR からは一度作成したデータベースが不良であったため一旦公開を止めていたものの、現在は関連する SG ウェブサイトから参照できるようになっていると認識しているが、改めて確認すると説明された。また、これまでに BR からの呼びかけに応じて情報を提供したのは 1 か国のみであることが報告された。

物理会合復帰後のオンライン参加体制の提供

ロシアから、物理会合を再開後も SG 会合にリモート参加機能を提供する予定があるか質問があった。SG 部門からは、今後も SG、WP、WG のすべての会議について、これまで同様のオンライン会議体制を提供する計画であり、何らかの決定が行われる会議ではリモート参加を可能にする予定であることが述べられた。

RR 21.5 に関する議論

報告の SG5 に関する記述で、RR 21.5 に関連した WP 5D の中間会合（interim meeting）の開催

についての記述があるが、この問題について BR はどのような対応を行うつもりであるかをロシアが質問した。BR は、本件について BR としてはアドバイスをを行うが、解決法を持ち合わせていないとの返答があった。イランから、本件については規制に係る問題であり、RAG で議論すべき内容でないとの指摘があった。RAG として、SG がその作業を加速して WRC の決定を実施できるようにすることを望むが、具体的な手段については局長と SG に任せるべきであるとの結論となった。

WP 議長らに対するオリエンテーション

イランから、一般参加者はもちろん要職者の中にも手続・規則を遵守できていない者も多いと指摘があった。審議を主導する要職者の責務や労力は大きいことから、最近では議長職を引き受けてくれる人材も少なくなっているとの指摘もあった。SG 部門長からは、今研究サイクルの当初には資料等を準備して Web で提供するなどしたが、すぐに新型コロナの影響ですべてバーチャル会議になってしまったために効果が出なかったことが説明された。物理会合に復帰すれば直接議長らと協議することもできるため、より有効なオリエンテーションが可能になると考えているが、どのような形式で行うかは今後も検討すると説明があった。

ITU 本部の会議室の減少に伴う制約について

ジュネーブ外の加盟国での開催などが呼びかけられているが、ジュネーブでの開催と比較すると質が保てないことを懸念し、BR 局長は次の 4 年間の制約事項を明記するべきであるとイランから述べられた。会議室の不足に関する課題に加え、WRC に対して議題の数を抑えるよう警告すべきであるとの意見についても BR は了知した。

オンラインでの会議参加者が電話連絡できる窓口の設置に関する要望

オンラインでの会議参加に際し、何らかのトラブルが発生したときに ITU に連絡しても適切に対処してもらえないことが数多くあったとのイランからの苦情に対し、BR からは、問題が参加登録や IT など SG 部門だけでは解決できない内容も多々あるため、ITU の他部門とも連携しながら支援する必要があり、連絡窓口について他のセクターとも相談して改善を模索しているところであるとの返答があった。

RAG はすべての意見を了知し、新型コロナ感染症の世界的流行という非常事態においてもリモート会議の体制を整え作業の進捗を可能にした BR と SG 部門の献身的な取り組みに感謝の意を表した。

8 RA/WRC-23 の準備状況

関連文書：RAG/44 (Rev.1) § 5

BR (Aubineau 氏) から、RAWRC-23 の準備状況が報告された。

- WRC-23 はアラブ首長国連邦をホスト国とし、アブダビ又はドバイで 2023 年 11 月 20 日～12 月 15 日の日程で開催することが決まっている。RA は直前となる 11 月 13～17 日を予定している。
- これに先立って開催される CPM23-2 は、当初予定の 2022 年 3 月ではなく、2022 年 5 月に延期することが検討されているものの、会場となる CIGG を 5 月に確保することが出来なかったことから、加盟国に招致を呼び掛けたが、4 月の中旬時点で申し出があったところも含めて開催を決定することができていないことが報告された。予定通りであれば、3 月 27 日～4 月 6 日の日程で CIGG を会場として開催することが周知された。BR 局長からは、1 か国が招致を検討して内部手続きを試みているものの、CIGG の予約を 2022 年 4 月末に本契約としなければならないといった時間的制約により、高い確率で 2023 年 3 月開催となることが見込まれる旨が述べられた。
- 第 1 回 Inter-regional Workshop は 2021 年 12 月 13～15 日に開催された。第 2 回は CPM23-

2の開催前に、第3回はWRC-23の開催前に予定されていることが連絡された。

CPM テキスト案の締切日変更の可能性に関する議論

新型コロナウイルスの流行により、WP 会合がオンラインのみで行われていたことから、作業が通常よりも遅れていることが懸念されており、CPM テキスト案の提出締切の延長が議題となった。現状では、第2回 CPMの2か月前までに6か国語のCPMレポート案が完成してなければならない（ITU-R 決議2）という制約から、翻訳業務に必要な時間を鑑みて2022年10月21日を締切としている。フランスは、全19件のうち6件の議題を抱えるWP5Bでは、2022年10月21日以前には7月の会合しかなく、それまでにCPM テキスト案を完成させることが難しいため、11月末に延期することを提案した。しかし、BRからはITUのConference Serviceとの協議でCPM テキスト案の一部の締切を遅らせることなどの提案を行ったが、賛同は得られなかったことが報告された。

イランは、CPM23-2の開催時期を遅らせることについては反対の意見を表明し、問題は日数が足りないことではなく、合意形成が難航すると思われる複雑な議題が多くあることだと主張した。また、時間をかけたとしても議論の質は上がらないと意見したが、フランスは十分な時間をかけることでWRCでの議論の質を上げることが可能であるとの見解を示した。

ロシアは、CPM テキスト案の締切の延期について、翻訳されたCPMテキスト案が2か月前に完成していることが、地域機関が十分に検討して寄与文書を策定するためには必要なことであるため、延期することに合意しかねる旨を表明した。しかし、この件については、延期を検討しているのはCPM チャプターラポータへの提出期限であり、ITU-R 決議2で定められている翻訳版の完成時期には影響しないことが確認されたため、ロシアの反対は取り下げられた。

RAGは、この状況についてCPM Steering Committeeで協議するよう促すことに合意した。また、上述の理由により、延期に際してはITU-R 決議2-8A1.7で定められた6か国語の翻訳版を揃えるという締切を遵守できるよう、ITUのConference Service部門と調整することが必要であるとした。CPM Steering Committeeに対しては調査結果をBR局長に報告するよう促した。

9 BR 情報システム

関連文書：RAG/44Rev1 (§7)、RAG/50（日本）、RAG/53（フランス）INFO/19（BR）

9.1 ソフトウェア開発状況の報告

BR 情報システムについては、局長報告の第7章をベースにWRC-19決定の実施状況の詳細について報告された。

地上業務関連

地上業務に関するソフトウェアとツールについての現状が報告された。TerRaSysへの移行に関する最終部分が2022年第4四半期に実施されることや、地上業務のデータベースがSQLに移行することなどが報告された (§7.1)。また、地上業務関連のソフトウェア・ツールの開発に関するセクションで、RRツールについて説明があった (§7.4)。

主な発言は次のとおりであった。

- インドネシアからは、BRのシステムは周波数管理の合理化に不可欠であるとの見解が述べられた。
- ロシアからは、様々なソフトウェアやデータベースを統合し、単一のシステムとしてすべての加盟国に使用可能にするという作業を高く評価すると賞賛された。また、情報を無償で提供することの重要性にも触れ、20年前にはITU-R勧告でさえ無償公開されていなかった経緯を振り返り、現在、無料で使用できるツール等を開発している開発者への謝辞が述べられた。

宇宙業務関連

ロードマップのフェーズ 2 を実行中であることが説明された (§ 7.2)。また、ソフトウェアとツールの開発状況が報告された (§ 7.3)。

主な発言は次のとおりである。

- イランからは、この報告の多くは規制に関係する性質があるため、その実施について RAG は了知するのみとすべきである旨の指摘があった。
- スロバキアからは、データベースの SQL への移行は非常に大きな変化であり、各主管庁が現在使っているツールによるが全く違うシステムに移行することになると影響が大きいため、テストバージョンの配布が要望された。また、BR IFIC Space Online に全面的な協力を申し出ており、βバージョンが出た際にはテストや協力を惜しまないと述べた。
- BR からは、BR IFIC への関心と協力の申し出に感謝するとともに、データベースの移行への懸念を了知したことが述べられ、できる限り早期にテストバージョンを共有できるよう努力したいとの説明があった。

RAG は、以上の進捗報告と発言を了知した。また、BR IFIC のテスト運用には、スロバキアのほか、カナダ、フランス、ロシア、ブラジル、ケニア、コートジボワール、ガーナも最終日までに協力を申し出たことを報告し、そのほかの主管庁についても参加は歓迎するとした。

9.2 WRC 決議 907 と 908 の実施に関する報告

BR から、情報文書 (INFO/19) に沿って、WRC 決議 907 および 908 に作業の進捗状況と今後の予定が報告された。e-Submission と e-Communications システムは 2018 年の運用開始以来、問題なく運用されており、ユーザ数を増やしている一方、2017 年に予定していた多くのタスクが現在も進行中で、一部の優先順位が低いタスクについては資金不足により進捗していない旨が報告された。また、継続的な日本の財政・人材支援が行われていることが紹介された。

日本からは、今後も自主的な支援を続けていきたい旨と、システムへの改善提案を入力 (RAG/50) していることが述べられた。日本の貢献に感謝の拍手が送られた。

9.2.1 関連入力文書

関連文書として日本とフランスの寄書が審議された。

日本からの決議 908 に基づく開発に関する提案 (RAG/50) は、以下の 3 点を提案する内容である。

- e-Submission と e-Communications システムの統合促進
- 衛星事業者への e-Communications システム開放
- BR Space Software のオンライン申請の開発促進

この提案については次のような意見が表明された。

- イランからは、日本の提案は RAG の所掌範囲を超えているので、RAG は了知するだけで、決定を下すべきではなく、WRC に寄書として入力するべきであるとの指摘があった。
- スロバキアからは、e-Submission と e-Communications の統合という提案 (2.1) について、現在のシステムでは e-Submission の申請は BR への申請にのみ使用されるものであり、コメントは BR IFIC の専用セクションに書き込まれると承知しており、どのように e-Submission にコメントを統合するのかとの質問があった。日本からは、e-Submission が BR への申請のみに使用されていることは理解しているが、この機能の実装方法に関する答えは持ち合

わせていないとの返答があった。また、BRからは、BRのプレゼンにもあったように、受け取った通知を as received で公開する新たな機能や、掲載された場合は Published にステータスを変更する機能のリリースを予定しているなど、提出から公表まで一連の連携がなされること、BR IFIC をベースとした e-Communications を開発中であることから、日本の提案とは同じではないが、類似の機能になるとの回答があった。そして、これらの機能の統合は可能であるが、資金的な制約で開発が進められておらず、実現には追加の資金が必要であることが述べられた。

- 米国（WP4A 議長）からは、2.2 で e-Communications システムを自身の衛星通信網に関連するコメントのみ見えるように衛星事業者に開放するという提案がされていることについて、この権限を与えるのは BR を想定しているのか、それとも事業者のニーズを理解している主管庁を想定しているのかとの質問があった。BRからは、現状では“operational agency”の項を使えば衛星事業者を識別可能であり、BRでは主管庁から提出されたとおりのデータを受け入れていると説明された。また、ブラジルからは、この機能を利用することは、主管庁の希望に基づくべきであり、必須とすべきではないとの意見が出された。

フランスからの提案（RAG/53）は、主に、e-Communications は政府間機関の衛星ネットワークにも対応すること、並びに、e-Communications を利用する機関はファックス及びメール等の他の通信手段を重複して利用しないようにすることを提案するもので、その進捗について BR に尋ねるものであった。BRからの返答は次のとおりであった。

- ① e-Communications は政府間機関の衛星ネットワークにも対応する機能（2020年に要望したもの）を実装するか、実装時期はいつになるかという質問に対し、BRは当該機能が2022年6月にリリース予定であると回答した。
- ② 異なる手法で同じ文書を重複して送付する問題の解決法については、各主管庁に電子システムにて送信した文書は、FAX やメール、紙による通信などほかの方法で送付しなす必要がないことを周知することで十分と考えていると回答した。一方で、フランスは主管庁同士の通信でも同様の問題が発生しているため、遵守してほしいとの要望を重ねて述べた。

これらの提案について、主に以下のような意見が表明された。

イランは、Plan band については e-Communications の使用が難しいこともあるため、義務化することに反対であるとの意見を述べた。また、ブラジルからは、フランスの2点目の提案を行う背景とされていることと同じような問題に直面していることが指摘され、BR 局長に回章にて衛星調整プロセスで通信手段を1つだけ選ぶように呼びかけることが提案された。その際には、最も好ましいのは e-Communications であり、FAX やメールで同じものを送らないようにすることを周知する案が検討された。また、スロバキアからも、WRC 決議 907 と 908 が適用されることにより、BR との FAX でのやり取りは事実上不可能になっているうえデータの添付も困難であり、またメールも好ましくないとされているため、e-Submission と e-Communications をできる限り使用するよう、積極的に各国主管庁に対して呼びかけるべきとの考えが示された。RAG は BR 局長に対し、このような呼びかけを行うべきである旨を助言した。

このほかに、スロバキアからは衛星干渉報告システム（Satellite interference reporting system : SIRRS）が十分活用されていないことへの懸念が示された。

以上の議論を受けて、RAG は、決議 907 と 908 に基づくソフトウェア開発に関するすべてのプレゼンテーションを感謝とともに了知し、RAG/50 と RAG/53 で提出された情報と提案についても了知し、これらの結果として BR のツールがさらに改善されることが有用であるとの結論で一致した。また、BR 局長に対しては、ソフトウェア開発を支援するための自主的な貢献を加盟国に呼びかけていくよう促した。さらに、主管庁に対して SIRRS（Satellite interference reporting and resolution system）を積極的に使うよう呼び掛けた。

さらに、RAG は BR に対し、技術的、行政的及び非規制関連の活動に集中するべきであり、WRC

や RRB が採択していない規制関連の問題について回章に掲載すべきではないとの結論に達した。

10 アウトリーチ

関連文書: RAG/44Rev1 (§8.3)、INFO/23、INFO/24

10.1 アフリカ支援に関する報告

BR によるアウトリーチ活動について、主にアフリカ支援のプロジェクトに関して以下の 2 件が報告された。

- GE84 Plan Optimization for Africa (INFO/23)
- デジタルアフリカのための政策と規制に関するイニシアチブ (Policy and Regulation Initiative for Digital Africa: PRIDA) (INFO/24)

カメルーンからは、BR のこれまでの支援に対する感謝と共に、今後もまだアフリカには支援が必要である旨が述べられ、国境をまたぐ周波数調整への支援が要請された。

PRIDA についてはプロジェクト関連文書へのアクセスが難しいことが課題として挙げられた。PRIDA サイトへのリンクが ITU のウェブサイトから張られていない問題については、以前から指摘されていたものであることから、BR からは現状を調査して、解決に向けて尽力すると説明した。

RAG はこれらの報告を了知し、BR が特に発展途上国と後発開発途上国 (LDC) の加盟国に貴重な支援を実施していることについて謝意を述べた。特に、GE 84 Optimization プログラムを通じた FM 放送の拡大への支援、及び PRIDA の活動について感謝の意を示した。

10.2 ITU-R 出版物等の状況

BR 次長から、情報文書 (INFO/16) に従い、BR の出版物関連の報告が行われた。主な内容は、WRC-19 の結果を反映した最新版の RR の発刊、BR の出版物スケジュール、SG による勧告・報告・ハンドブックの改訂、ダウンロード数の推移やシリーズごとの内訳などである。また、以前の WRC では ITU 本部などで配布されていた WRC 議題と関連する決議をまとめた小冊子 (通称 little book) については、WRC-23 版は電子版 (pdf 形式) で配布を開始したことと、オンデマンドの印刷版を有償で配布するかについては、BR で検討中であるとの報告がされた³。また、BR が開催しているセミナー、ワークショップ (World Radiocommunication Seminar: WRS、Regional Radiocommunication Seminar) などのイベントについては、オンライン開催で参加者数が増加していることが報告され、さらに過去のセミナーの録画を視聴できるオンデマンドセミナー提供を開始したことも紹介された。

さらに、ITU-R の会員数やウェブサイトアクセスの推移についても報告された。ウェブサイトについては、これまでのシステムをベンダーが保守しなくなったことから、ITU のウェブサイトは今後 WordPress に移行するため順次リニューアルされる予定であることが報告された。

雑誌「ITU News」については、最近発行された無線通信と宇宙分野で活躍する女性についての特集が掲載された“Women leading in radiocommunications and space”の号が突出して人気であったことが報告された。

このほか、昨年 RAG で要望した BR が使用しているデータ分析ツール (Power BI) の紹介プレゼンテーション (INFO/12) が行われた。

これらの報告に対し、イランからは、昨年のセミナー (WRS) で、無線通信規則 (RR: Radio Regulations) にも手続規則 (RoP: Rules of Procedure) にも合致しないことが講義されていた点が

³ PDF版は公用語6か国語で配布されている。 <https://www.itu.int/wrc-23/en/booklet-wrc-23/>

指摘され、セミナーの内容は、特に RR の適用に関する事項については、慎重に精査・確認すべきであると意見された。この批判について、BR 次長からは、セミナーでの BR のプレゼン内容は正確であり、RR や RoP に準拠して実施されており、内容の誤りなどの情報があれば、適切な措置をしているとの回答がされた。

11 WRC-19「ジェンダー宣言（ジェンダー平等）」の実行

関連文書：RAG/44Rev1 (§8.7)、RAG/46 (CG-1 議長)、RAG/48 (スウェーデン)、RAG/52 (カナダ)、INFO/22 (BR)

出力文書：TEMP/8

WRC-19 において、ジェンダー平等に関する宣言が採択され、RA にジェンダー平等を実現することを目指す ITU-R 決議の策定が求められている。この宣言を受け、女性のネットワーキングやメンタリングを行う Network of Women for WRC-23 (NoW4WRC23) の活動が行われ、各地域組織でもグループが立ち上げられている。また、2021 年 RAG ではコレスポネンスグループ (RAG CG-1) が設置され、新たな ITU-R 決議の可能性について議論が進められていた。

11.1 Network of Women for WRC-23 (#NOW4WRC23)の活動報告

BR Coordinator である Cessy Karina 氏から Network of Women for WRC-23 (NoW4WRC23) に関するプレゼンテーションが行われた。

- これまでの NoW4WRC23 の活動、構成：各地域組織での活動など
- メンター制度の現状（メンター（男女問わない）不足の問題）
- アンケート調査結果の報告（女性の参画を阻害する要因などの調査）

RAG は内容を了知したが、「女性の参画に障壁がある」との記述については、情報として了知すること自体にイラン、ロシアなどから反対があり、RAG 会合の結論の要約にも盛り込まれなかった。

11.2 RAG-CG1(Gender)の活動報告

RAG CG-1 (Gender) の活動報告 (RAG/46) がなされた。CG では、NoW4WRC23 とのコラボレーションや、付託された新 ITU-R 決議案の策定に向けたメールでの議論が行われた。活動報告報告には、添付文書として作業計画案と新決議の文案が添付されている。また、カナダとスウェーデン (CEPT) からは、RAG-CG1 で議論された文案をベースとした決議の文案が入力文書として今回の RAG に提出されている。スウェーデンの提案 (RAG/48) は、CEPT の NoW4WRC23 によるもので、resolve 部で加盟国、地域機関、セクターメンバーが支援すべき ITU-R 活動における女性のインクルージョン促進の施策の重点領域として、WRC の各国代表団の団長/副団長、電気通信関連のグループや活動で議長や副議長につけることで人材の育成を図ることを提案した。また、この文書をさらに修正する形で、カナダは「ジェンダー均衡の改善」を明確な目的にする修正を提案した (RAG/52)。

本議題は今回 RAG 会合で最も長い時間をかけて議論された。ジェンダー平等の促進を目指すという原則には明確な反対はなく、日本からも、現段階では ITU-R の会合への日本代表団における女性の参加者数が少ない現状を踏まえ、将来に向けて、女性の人材育成及び ITU-R 会合で十分な経験を積む機会の提供を行っていきたい旨を発言した。しかし、ジェンダー平等の持つ意味や、その実現の手段、さらには決議案検討の是非については議論がわかれ、合意が得られなかった。上述の 2 件の寄与文書については、実質的に検討するに至らず、RAG CG-1 の活動任期を 1 年間延長することのみが合意された。

主な論点は以下のとおりである。

「ジェンダー」の定義

CG-1 が策定した新決議文案に、「all genders」との表記があり、また米国が男性と女性のほかにもジェンダーが存在する旨の発言をしたことから、UAE、イラン、ロシアがこの定義に異議を唱え、ジェンダーは男性と女性のみを意味する旨を確認するように強く主張し、議論が紛糾した。また、英国などは、「ジェンダー」ではなく「ジェンダー平等」にフォーカスするべきであるなどの意見を述べた。

結論の要約の議論においても、ロシアなどが「ジェンダー」の文言に「男性と女性を意味する」との注釈をつけることを強硬に主張し、イランが妥協案として「ジェンダーの定義は PP などの上位会議体に従う」旨の内容とすることを提案したが、最終的には結論の要約部では「ジェンダー」の言及を避けることに合意した。

PP 決議 70 との重複

WRC-19 におけるジェンダー宣言は、RA に対してジェンダー平等を促進することを謳う ITU-R 決議の策定を求めている。これは、ITU の 3 部門の中で、同種の決議を持たないのが無線通信部門だけとなっていることが背景にある。このため、BR 局長からも、ITU-R の決意を示し、誤ったメッセージを送ることを防ぐために、新たな決議の策定には肯定的な見解が示された。しかし、イランは、作業の重複を防ぎ合理化を行うという観点からも、PP 決議 70 と内容が類似している ITU-R 決議の策定は不要であると強く主張した。さらに、今年は PP が開催され、決議 70 も改訂される可能性があることから、まずは、決議 70 の改訂の有無とその内容を分析し、不足している内容を ITU-R 決議とするべきであると主張し、CG 議長もこれに合意した。

手続論

米国から、BR 局長の諮問機関としての役割を担う RAG に、新決議案を RA に入力する権限があるのかを確認する質問があった。BR 局長からは、ITU-R 決議 1 と 2 の改訂案を RAG で策定しているのと同様であるとの見解が示された。しかし、イランからは、ITU 条約 11A 条により ITU-R 決議 1 と 2 は特別に RAG に与えられた権限であって、新決議案を策定することは RAG の権限には含まれていないと反論した。このため、策定した文案は RAG のウェブサイトに掲載し、RA に提案したい加盟国がそれを参考にして提出するという形をとるべきであるとの見解が示された。RAG 議長からは、WRC-19 の宣言は RA に新決議の策定を求めるものであり、RAG が付託されているわけではないことが確認された。

イランからの提案をベースに、次の活動方針が結論の要約の添付文書として盛り込まれた。

1. WTSA-20 及び WTDC-17/WTDC-21 で作成された同種の文書から、関連する内容を集めた文書を策定する。
2. 本 RAG 会合に入力されたスウェーデン及びカナダの寄与文書から、関連する内容を集めて同文書に追加する。
3. 現状の新決議草案に向けた作業文書を更新する
4. 活動の結果は 2023 年の RAG に報告する

これらの内容は ToR の添付文書として追加され、CG-1 の活動を次回 RAG まで延長することに合意した。CG 議長からは、この提案に沿って活動を進めるために CG への参加の呼びかけがあった。

12 ITU-R 決議 1-8 改訂に関する RA-19 決定の実行

入力文書: RAG/40(RAG CG-2 議長)、RAG/45(フランス)、RAG/47(スイス)、RAG/51(米国)、RAG/54(中国)

出力文書: TEMP/5、TEMP/6

RA-19 からの付託事項となった、決議 ITU-R 1-8 (ITU-R 勧告の承認手続きに関する部分) の見直しを行うことを任務として、2021 年の RAG で設置されたコレスポネンスグループ (RAG CG-2、議長 Amy Sanders 女史 (米)) については、具体的には以下の 2 つのタスクが任務とされている。

- タスク 1: ITU-R 1-8 のセクション A2.6.2.1.3 (複数の SG の責任となっているテキストの採択と承認手続きに関すること)
- タスク 2: ITU-R 決議 15-6 の適切な部分を ITU-R 決議 1-8 に統合する可能性、WP 議長の最大任期を決定する適切さ (appropriateness)、決議 15-6 の廃止の必要性について検討すること

12.1 CG-2議長による活動報告と関連する寄与文書

CG 議長から作業の進捗が報告された (RAG/40)。これによると、1 については、意見を募集したところ提案はなく、検討の必要がないとの結論に達していた。また、2 については、議論は進行中であり、次回 RAG まで任期を延長し CG での作業を継続したい旨が述べられた。本会合にはこれに関連する寄与文書が 4 件提出されており、それぞれにおいて異なる論点が示された。

各国提案一覧

提案国	文書番号	提案内容
フランス	RAG/45	ITU-R 決議 1-8 の A.2.6.2.1 項にある “when a study has reached a mature state” という用語の解釈について、研究が「mature」であるという合意が、特に継続的な異議申し立てがある場合に、どのように達成されるべきかについて、曖昧な点が存在することを指摘。コンセンサスに達することが不可能な場合、採択及び承認プロセスを開始すべきかどうかを判断する基準を明確化すべきとして、追加規定を提案。
スイス	RAG/47	WP 議長の任命手続きについてその任期の制限を含めて検討すること、及び ITU-R 決議 1-8 及び 15-6 の廃止について提案。
米国	RAG/51	PP 決議 208 (ドバイ、2018) の重要性を考慮して、ITU-R 決議 1-8 にジェンダーの視点の主流化に関する原則と、アドバイザリーグループ、研究委員会 (SG)、その他のグループへの議長選出に使用する原則を追加。また、WP レベルでの任期制限に直接言及する代わりに、PP 決議 208 (ドバイ、2018) の原則を基に議長の選出及び任命との区別を行うために提案された A1.3.2.2ter について、RAG CG-2 が提案するテキストの若干修正を提案。
中国	RAG/54	WP の構造を安定させ、WP 議長の任期を固定することを支持する目的として、WP 議長の任期を 2 研究会期とすることや、柔軟性を保つため、WP の個別事情に基づき、SG が適宜 WP 議長の任期を延長することを認める免除手続きを検討できることとすることなどを提案。

これら 4 件の寄与文書が提出者からそれぞれ紹介され、CG 議長によりこれらをまとめた作業文書が作成された (TEMP/5)。しかし、実質的な議論を行う時間的余裕がないことなどから、CG での作業を継続するための ToR の改訂を優先することになり、本会合ではこれらの寄与文書に関する詳しい審議は省略された。

12.2 Terms of Reference (ToR) の改訂

本 CG の任期は今回の RAG 会合までであるため、ToR を改訂して次回 RAG まで任期を延長することが CG 議長から提案され、以下の内容が盛り込まれた修正案 (TEMP/06) が提示された。

- タスク 1: (A2.6.2.1.3 に関連する内容で、複数の SG にまたがるテキストの承認プロセスについての検討) の削除
- タスク 2: (ITU-R 決議 15-6 の一部の ITU-R 決議 1-8 への統合と決議 15-6 の削除の検討) に関する項目の軽微な修正。
- タスク 3: (フランスが提案している WP で勧告草案や報告草案が十分 mature であることをどう定義するかを検討) の追加
- その他: RAG CG-2 の任期の延長

各項目に関する主な議論

- タスク 1: 米国が CG 議長案を支持し、タスク 1 の削除を支持したが、ロシアが削除は時期尚早であるとして反対し、イランも同調した。RAG 議長が削除に反対があるのであれば、残しておいても問題ないと意見したことから、削除はされなかった。
- タスク 2: スイスが「appropriateness (適切さ)」を「provision (条項)」と修正することを提案したが、米国やカナダは任期の上限を設けることそれ自体を既成事実としかねない修正であるとして強く反対した。合意に至らなかったことから、タスク 2 の修正は 2022 年 RAG での議論も反映するよう、記述を追加するのみに留まった。
- タスク 3: フランスの提案は、WP レベルで 1 か国でも反対すると SG へ提出する新勧告案や新報告案、改訂案が承認できない現状を問題視したものであった。しかし、米国はこれまでの RAG の所掌から大きく逸脱する内容であり、RA での議論は構わないが、RAG の CG での作業としては負荷が高いとして反対した。ロシアもこれを新たなタスクとして追加しないことを主張した。一方、イランなどは、フランスの主張である、WP で 1 か国が反対を続けたからといって SG レベルに情報が上がってこないという認識は誤っていると述べた。これは、完成に近い形まで検討が進んだ新勧告/報告案や改訂案が一部主管庁による反対などの理由で承認・SG への上程がされなかった場合には、WP 議長の報告に理由と共に記述され、SG に報告されるからである。最終的には、SG に提出前の新報告案又は改訂案について、WP が取るべき行動を検討するとのイランによる妥協案が提出された。これにより勧告への言及が削除されたことから、米国とロシアも許容すると述べた。一方、フランスは勧告が対象外になったことに不満を述べたが、受け入れることを表明した。

これらの議論を経て、本 CG の任期は次の RAG 会合まで延長することが合意され、ToR は本 RAG 会合の結論要旨に Annex 1 として添付された。合意された ToR は以下のとおりである。

1. Possible revision of Resolution ITU-R 1-8 with respect to Section A2.6.2.1.3:
 1. the adoption and approval procedures when a text is relevant to the topics of multiple SGs and to the circulation of objections received during the approval process;
 2. the need, if any, for revisions to ITU-R working methods for the adoption and approval of recommendations of interest to multiple ITU-R Study Groups;
 3. the need of fixing, if identified, any omissions, and/or contradictions of the existing texts.
2. The Correspondence group is also invited to consider the possibility of transferring the relevant part of Resolution ITU-R 15-6 to Resolution ITU-R 1-8, the appropriateness of establishing maximum term of office for ITU-R Working Party Chairmen, and the deletion of Resolution ITU-R 15-6. And report to the next meeting of RAG to decide on this matter. Taking into account discussions held in RAG 28th and 29th meetings.
3. To develop the necessary course of action to be taken by Working Parties for the agreement of the draft new Report or draft revised Report before being submitted to the Study Groups.

13 セクター間活動

関連文書：RAG/44Rev1 (§8.4)、RAG/37, 38 (ITU-T)、RAG/49, 42, 43 (ISCG)

戦略的パートナーシップ（セクター間協力）について、BR 局長報告（RAG/44 § 8.4）を基に報告された。ITU-R と ITU-D の協力については、BR は BDT と緊密な協力関係を築いており、関連する ITU-D の会合への参加や、共同での ICT Survey や ICT Eye のプロジェクトで協力したほか、ITU Digital World（バーチャル開催）の準備でも協力したことなどが報告された。フランスからは § 8.4 の報告について、セクター間協調は、CCT などを通じた用語の統一など、まさに OneITU のための活動で順調に進展しており、RAG の議事録にもこの件は明示的に記載すべきであると提案し、イタリアもこれを支持した。RAG はこの BR 報告とコメントを了知した。

TSAG から提出された e-meeting のガバナンスとマネジメントに関する Ad-hoc 設置に関するリエゾン文書が紹介され（RAG/37）、この新たに設置される e-meeting Ad-hoc 会議には RAG からの参加も呼びかけられた。Ad-hoc 会議の目的や想定される成果について、米国から、ITU-R における作業は ITU-T とは性質が全く違うということが考慮されているかという質問があり、ITU-T 関係者より、その点には留意しており、各セクターからの参加を呼び掛けているのはまさにそのためであり、それぞれがどのようにオンラインでのミーティングを扱っているかなどを学ぶためであるとの回答があった。また、会議の結果がどのように使用されることを想定しているかという質問に対しては、TSAG では ITU のハイレベルなツール（RoP など）に影響を与えることは想定しておらず、この Ad-hoc の ToR にあるように、まずは課題を特定し、これらを体系的に整理し、TSAG や PP に報告し、これらの活動成果の将来的な活用案は今後検討したいとの見解が共有された。

セクター間調整グループ（Inter-Sector Coordination Group: ISCG）のラポータ（Bigi 氏、イタリア）は、e-Meeting の課題がパンデミックの結果発生したものである点に言及した上で、TSAG が対応策を検討し始めたことに謝意を示した。また、本件に関連して理事会が事務総局長に PP への報告提出を促しているとも聞いており、TSAG の取り組みを支持すると述べた。

また、TSAG から提出されたアクセシブルミーティングに関するリエゾン（RAG/38）が紹介され、子会合である ITU-T Joint Coordination Activity on Accessibility and Human Factors（JCA-AHF）へのリエゾン代表を任命することを求められている点が報告された。

ISCG ラポータから、2022 年第 1 回の ISCG 会合結果について以下の通り報告された。

- 各セクターの研究課題のマッピングテーブルが非常に有用であり、各 SG に対しこれの更新を要請したい。
- 決議のマッピングも提案されているが、各セクターそれぞれ違うので、セクターに任せたい。
- 各セクターのウェブサイトの統一に関する議論。
- E-meeting のツールのハーモナイゼーション。
- 気候変動及びアクセシビリティに関するパイロットチームが設置されるため、RAG からはそれぞれのチームへのラポータ任命が求められている。
- 機械翻訳についての報告
→ISCG からのリエゾン文書が紹介され（RAG/43）、セクター毎の事情があるのでそれぞれ状況が異なっていることが説明された。
- 文書へのアクセスに関する RAG 宛リエゾン文書の紹介（RAG/42）。
- TDAG と TSAG のマネジメントが交代するため次回の日程は未定。

これらに関する主な議論は以下のとおりである。

アクセシビリティと気候変動に関するパイロットチームへのラポータ任命

アクセシビリティに関する JCA については、SG6 議長から、Andy Quested 氏（WP6C 議長）が

視聴覚アクセシビリティに関するセクター間ラポーターグループの共同議長も務めているため、適任であるとして推薦され、同氏が受諾した。受任にあたり、新しい ITU ビルにおいては、最新技術を用いて様々な障がいのある会議参加者についても、すべての会議がアクセシブルになるような建物となるよう配慮してほしいと嘆願された。また、別途任命が求められていた気候変動に関するラポーターについても他に候補はなく、Quested 氏が任命された。

機械翻訳

ATDI から、ITU-R 報告の多くは英語のみで公開されているが、最近 ITU-T で使用している機械翻訳は非常に質が高く、ITU-R でも使用を検討すべきであるとの意見が述べられた。イランは、ITU-R は規制や政策に関する内容が多く、このような文書は機械翻訳には不向きであると述べた。BR からは、試験は行っているがまだ実用レベルに達していない旨が説明された。

決議の合理化

イランから、PP および 3 セクター（R、T、D）の決議の合理化を進めていかねばならないとの発言があった。PP が長い時間をかけて議論したテーマについて、各セクターが再び同じ議論を繰り返すことは重複した作業につながり、結果的に似た内容の決議が増加していく事態を招いているとした上で、各セクターで策定した決議を PP の場に持ち込んで PP 決議に変えることを目指したり、PP の決議の一部を各部門が策定する決議に部分的に導入したりするというのは、いずれも誤った慣習であるとの見解が示された。この指摘に対し、ロシアは、PP の決議を調べて、自セクターの決議の単純化や削除などを検討することはいつでも可能であり、ITU-R とは直接的に関係のないテーマについては無視してもよいと述べた。

14 次回 RAG 会合の日程

次回 RAG 会合は、2023 年第 2 四半期に予定していることが BR 次長から説明された。ただし、他の ITU 会合との兼ね合いもあり、CPM23-2 の開催日程も変わる可能性が残っているため、具体的な日程は決定されていないとのことであった。

これについて、イランからは、CPM23-2 の開催日程は変更すべきではないとの強い意見が表明された。また、RAG の開催については、地域機関の会合予定も考慮すべきであると述べられた。これらの発言は了知された。

15 その他

今会合の結論の要約（Summary of Conclusion）（CA/260）には、Annex 1 として、フランス（欧州連合を代表して）、英国、カナダと米国、及びロシアによるウクライナでの軍事侵攻に関連する声明が掲載された。

なお、これらの声明はそれぞれの主管庁が独自に掲載を要求したものであり、RAG において審議されたものではない。

国	声明の要旨
フランス	ウクライナとウクライナ国民との連帯を表明し、ロシアによる不当な侵略行動に対する強い非難を述べるとともに、国連総会における決議に基づきウクライナの自衛権と領土の保全を支持する
英国	2022 年の理事会で ITU 事務総局長がウクライナでの戦争をやめるべきであるという声明を出したこと、および 2022 年の世界電気通信標準化総会 (WTSA) と ITU 理事会での英国をはじめとする各国によるロシアの軍事攻撃と人権侵害への非難に言及し、ウクライナの通信セクターの再建に向けた支援と支持に関する ITU 決議を歓迎する
米国及びカナダ	フランス及び英国の声明を支持する

ロシア	カナダ、フランス、英国及び米国による政治的な声明は容認できるものではなく、RAG の場で議論すべきものでもなく、RAG の所掌は ITU 条約第 11A 条に定められているものに限られている
-----	---

表-1 入力文書一覧

文書番号	提出元	表題	
40	RAG CG-2 議長	Report of the activities of the Correspondence Group	RAG のコレスポネンスグループ(RAG CG2)の活動報告
41	BR 局長	Final list of participants - 29th Meeting of the RAG - Review of the Draft ITU-R Strategic and Financial Plans (e-Meeting, 24 February 2022)	参加者リスト (e ミーティング 2022 年 2 月 24 日)
42	Inter-Sector Coordination Group (ISCG)	Liaison statement on Access to documents on intersectoral activities	セクター間活動に係る文書へのアクセスに関するリエゾン文書
43	Inter-Sector Coordination Group (ISCG)	Liaison statement on Machine translation	機械翻訳に関するリエゾン文書
44	BR 局長	Report to the twenty-ninth meeting of the Radiocommunication Advisory Group	第 29 回 RAG 会合への BR 局長報告
45	France	Resolution ITU-R 1-8 - Submission of draft new or revised Recommendation or Report	ITU-R 決議 1-8 新勧告案/報告案、及び改正勧告案/改定報告案の提出
46	RAG CG on Gender 議長	Report of activities of the Correspondence Group	RAG のコレスポネンスグループ(RAG CG Gender)の活動報告
47	スイス	Resolution ITU-R 1-8 - Appointment procedure and term of office for Chairmen of Radiocommunication Working Party	ITU-R 決議 1-8 ITU-R WG 議長の任命と任期
48	スウェーデン	Implementation of WRC-19 Gender Declaration and drafting of a possible RA-23 "Gender Resolution"	WRC-19 ジェンダー宣言の実施と RA-23 「ジェンダー決議」案の策定
49	ISCG 議長	Report of the first meeting of the ISCG in 2022	2022 年最初の ISCG 会合報告
50	日本	Further development under Resolution 908 (Rev. WRC-15) - Electronic submission and publication of satellite network filings	決議 908 (WRC-15 改) に基づく衛星ネットワークファイリングの電子的提出と公開に関連したさらなる開発に関する提案。
51	米国	Proposed revisions to Resolution ITU-R 1-8	ITU-R 決議 1-8 改訂に関する提案
52	カナダ	Draft possible RA-23 Resolution promoting gender equality, equity and parity	RA-23 におけるジェンダー平等推進に関する決議案
53	フランス	Considerations and proposals on ITU-R e-Communications system under Resolution 907 (Rev.WRC-15)	決議 907 (WRC-15 改) に基づく e-Communications システムに関する考察と提案。
54	中国	Consideration of the setting of ITU-R Working Parties and the terms of Chairman	ITU-R Working Party 議長の任命と任期について

表-2 情報文書一覧

文書番号	表題		提出元 (参考)
INFO/13	Draft ITU Operational Plan for the Union for 2023	ITU 事業計画案 (2023 年)	事務総局
INFO/14	Draft Policy Framework on Multilingualism in ITU	多言語主義に関するポリシーフレームワーク案 (理事会文書)	事務総局
INFO/15	Report of the Council Working Group for Strategic and Financial Plans 2024-2027 (CWG-SFP)	2024-27 年期の戦略と財務計画に関する理事会ワーキンググループの報告	事務総局
INFO/16	WRC-23 Booklet: Agenda and relevant Resolutions	WRC-23 小冊子: 議題と関連議題 (WRC のミニブック電子版)	BR 局長
INFO/17	Cost recovery for the processing of satellite network filings	衛星ネットワークファイリングの処理に係るコストリカバリーに係る報告	事務総局
INFO/18	Contribution by the Chairman of the RAG - RAG review of Draft ITU Strategic Plan and Results Framework	RAG 議長による、ITU 戦略計画と成果フレームワークの RAG によるレビュー報告	事務総局
INFO/19	Report on Resolutions 907 and 908 - Current status and future work	決議 907 と 908 の現状と今後の作業	BR/SSD
INFO/20	Cost of software development for the years 2020 and 2021	2020 年と 2021 年におけるソフトウェア開発に係るコストの報告	BR 局長
INFO/21	Evaluation of Kaleidoscope 2021 papers with respect to relevance in ITU activities	ITU の活動に係る Kaleidoscope 2019 ペーパーの評価	TSB 局長
INFO/22	A Forum for Networking, Mentoring and Knowledge Sharing - NOW4WRC23	ネットワーキング、メンタリング、情報共有フォーラムとしての NOW4WRC23 紹介プレゼンテーション	BR
INFO/23	Overview of GE84 Plan Optimization for Africa	GE84 Plan Optimization for Africa の概要に関するプレゼンテーション	BR
INFO/24	PRIDA - Policy and Regulation Initiative for Digital Africa	デジタルアフリカのための政策と規制に関するイニシアチブ (PRIDA) の報告プレゼンテーション	BR

表-3 出力文書一覧

文書番号	表題	
TEMP/5(Rev.1)	Working document towards a revision of Resolution ITU-R 1-8 - Working methods for the Radiocommunication Assembly, the Radiocommunication Study Groups, the Radiocommunication Advisory Group and other groups of the Radiocommunication Sector	ITU-R 決議 1-8 「RA、ITU-R WP。および RAG とその他無線部門のワーキングメソッド」の改正に向けた作業文書
TEMP/6	ANNEX 2 - Terms of Reference of the RAG Correspondence Group 2 on possible revisions of Resolutions ITU-R 1-8 (RAG CG-2)	RAG CG2 の Terms of Reference (ToR) の修正案。
TEMP/7 (Rev.3)	Twenty-ninth meeting of the Radiocommunication Advisory Group - Draft Summary of Conclusions	今会合の結論の要約 (案)
TEMP/8	Activities of the RAG Correspondence Group 1	RAG CG1 の活動についての覚書と ToR